

資料 2 3

平成 13 年 10 月 3 日
男女共同参画会議
女性に対する暴力に関する専門調査会

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の円滑な施行について（概要版）

第 1 はじめに

配偶者間の暴力の現状

- ・ 20人に1人の女性が、夫から命の危険を感じるくらいの暴行を受けたことがある。
～「男女間における暴力に関する調査」(総理府：平成11年度)
- ・ 配偶者間における刑法犯検挙件数 女性が被害に遭う割合が高い。

配偶者からの暴力に関する我が国の取組

配偶者暴力防止法の制定経緯

専門調査会の設置経緯

意見の取りまとめ方針

第 2 法律の円滑な施行に向けた意見等

1 総論

被害者の多くは女性である。

(1)法律の円滑な施行に向けた意見

ア 行政機関の取組姿勢

- ・ 被害者の支援を前提として取組を進めることが必要。
- ・ 全国知事会等の場で、地方公共団体の首長に対し、施策の推進について説明することが必要。

イ 法律の対象

法律の対象に外国人も含まれることに留意することが必要。

(2)都道府県、市町村に対する要請

都道府県のみならず、市町村においても地域の実情に応じ取組を推進する。

2 配偶者暴力相談支援センター等

都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、支援セン

ターの機能を果たす。

婦人相談所が果たす役割は重要である。

平成14年4月1日施行。

(1)法律の円滑な施行に向けた意見

ア 関係施設の体制整備

- ・ 都道府県において支援センターを指定することが重要。
- ・ 相談体制の充実や施設の整備を要請、支援することが必要。
- ・ 警備体制の確立のための施策を推進することが必要。

イ 関係資料の整備

都道府県の窓口で、これまでに国から発出された通達等を整理して配付することが必要。

ウ 関係機関の連携

- ・ 国レベルで連携を図ることが必要。
- ・ 都道府県内の複数センターの中心機関を指定するよう要請することが必要。
- ・ 支援センター以外の関係行政機関、民間団体、弁護士等との連携についてのモデルを示すことが必要。
- ・ 全国会議等を開催することなどにより、都道府県間の連携を図るとともに、都道府県間の格差解消のための施策を推進することが必要。

(2)都道府県、市町村に対する要請

ア 担当部局、支援センターの明確化

- ・ 支援センター取りまとめ部局を早急に決定する。
- ・ 支援センターの役割を果たす施設を早急に指定し、一般に広報する。

イ 関係施設の体制整備

- ・ 職員体制や施設の整備に努める。
- ・ 警備体制の確保のための措置を講じる。

ウ 関係機関の連携

- ・ 支援センターの中心となる機関を必ず1つ指定する。
- ・ 民間団体や専門家との連携を図る。

3 医療関係者による通報・情報提供

被害者保護のための情報を広く求めるもの。

(1)法律の円滑な施行に向けた意見

ア 法律内容等の周知

日本医師会等を通じ、医療関係者に法律の趣旨等を周知することが必要。

イ 通報

通報について、医療関係者に分かりやすく周知することが必要。

ウ 情報の提供

医療関係者に対し、被害者（患者）へ相談機関の連絡先等を記載した小さな紙片を手渡すなどの方法を示唆することも重要。

(2)都道府県、市町村に対する要請

医療関係者との日頃からの連携に努める。

4 保護命令

6か月の接近禁止命令と2週間の退去命令。

迅速な裁判に資するための工夫。

(1)法律の円滑な施行に向けた意見

行政が司法と緊密な連携を図ることが必要。

(2)都道府県、市町村に対する要請

- ・ 支援センター、警察は地方裁判所と緊密な連携を図る。
- ・ 迅速な裁判に資するよう、各種手続について、関係者に周知徹底する。

(3)裁判所に対する期待

- ・ 配偶者からの暴力について、裁判所職員に正しく理解してもらう。
- ・ 迅速な裁判に努める。
- ・ 裁判所内での被害者の安全確保に注意を払う。

5 職務関係者に対する研修

被害者に二次的被害を与えないためにも、大変重要。

(1)法律の円滑な施行に向けた意見

ア 研修の対象

- ・ かかわりのある者は広く対象にすることが必要。
- ・ 関係機関の業務に責任ある立場の者に対し、特に研修が必要。
- ・ 対象に応じて、濃淡を付けた研修を行うことが必要。
- ・ 都道府県等における研修実施者を育成することが必要。

イ 研修方法

地域によって研修方法に差が生じないように、研修モデルプランを作成することが必要。

ウ 講師

民間団体の人も講師にすることは有効。

エ 研修教材

共通の基礎的事項について教材を作成する。

(2) 都道府県、市町村に対する要請

- ・ あらゆる機会を通じて研修の充実を図る。
- ・ 繰り返しの研修を実施する。
- ・ ロールプレイ、ケーススタディを活用する。
- ・ 現場の話聞く。

6 広報啓発の推進

多くの人々が誤った認識を有している。

(1) 法律の円滑な施行に向けた意見

- ・ 政府広報を積極的に利用することが必要。
- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」を活用することが必要。
- ・ 被害者に対する周知と一般に対する周知を区別することが必要。
- ・ 外国人に向けた広報にも配慮することが必要。

(2) 都道府県、市町村に対する要請

相談窓口等具体的情報の提供方法を検討することが必要。

第3 今後の検討に向けて

今回の意見の重点

- ・ 都道府県において支援センターの機能を果たす施設を早急に指定すること
- ・ 保護命令により被害者の救済が速やかに行われるよう関係機関等が取り組むこと
- ・ 職務関係者に対する研修

検討は今後も続く。

今後のテーマ

- ・ 加害者プログラム等についての調査研究の進め方
- ・ 民間団体に対する援助の在り方

第4 参考資料

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の円滑な施行について（平成13年10月3日）参考資料一覧

- 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律関係
 - 資料1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
 - 資料2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
フローチャート
- 2 関係省庁の取組関係
 - (1) 内閣府
 - 資料3 男女共同参画基本計画（抄）
 - 資料4 総理府「男女間における暴力に関する調査」（抄）
 - (2) 警察庁
 - 資料5 配偶者間における犯罪
 - 資料6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に当たっての配偶者からの暴力事案への適切な対応について
 - 資料7 女性・子どもを守る施策実施要綱
 - (3) 法務省
 - 資料8 全国公証役場所在地等一覧
 - (4) 厚生労働省
 - 資料9 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第三条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成13年厚生労働省告示第254号）
 - 資料10 婦人相談所等の概要
 - 資料11 婦人相談所一時保護所の概要
 - 資料12 婦人保護施設の概要
 - 資料13 母子生活支援施設の概要
 - 資料14 夫等からの暴力により保護を必要とする女性への対応について
 - (5) 最高裁判所
 - 資料15 配偶者暴力に関する保護命令手続規則（平成13年最高裁判所規則第7号）
- 3 男女共同参画会議関係
 - 資料16 男女共同参画会議について
 - 資料17 男女共同参画会議議員名簿
 - 資料18 女性に対する暴力に関する専門調査会 委員名簿
 - 資料19 女性に対する暴力に関する専門調査会運営規則
 - 資料20 男女共同参画会議開催状況
 - 資料21 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」についての意見募集について
- 4 関係法令関係
 - 資料22 刑法（抄）
 - 資料23 暴力行為等処罰ニ関スル法律（抄）
 - 資料24 売春防止法（抄）
 - 資料25 児童福祉法（抄）
 - 資料26 児童虐待の防止等に関する法律
 - 資料27 出入国管理及び難民認定法（抄）
 - 資料28 民事保全法（抄）
 - 資料29 ストーカー行為等の規制等に関する法律
 - 資料30 軽犯罪法（抄）
 - 資料31 刑事訴訟法（抄）
 - 資料32 犯罪捜査規範（抄）